

# 福祉バス申請様式（ダウンロード）

福祉バス利用許可申請書

Word

福祉バス利用者名簿

PDF

福祉バス利用規程（必ずお読みください）

利用許可条件・遵守事項・注意事項等

社会福祉法人  
太宰府市社会福祉協議会

平成28年度から  
**福祉バスが  
さらに使いやすくなりました!**

自治会等における小地域福祉活動や福祉関連団体の活動を支援するため「福祉バス」の運行形態を見直しました。

**年中無休(年末年始は除く)  
夏時間・冬時間の導入**

- 年間を通して利用できるようになりました。  
年末年始(12月28日～1月4日)及び車検、定期点検、修理等の場合は、連休します。
- 夏時間・冬時間**を導入し、おのおの曜日まで利用できるようになりました。

<b>夏時間</b> 07:00～08:30	午前8時30分から午後6時30分まで *ただし、9月は、午前8時30分から午後6時まで
<b>冬時間</b> 07:00～08:00	午前8時30分から午後5時まで

**主な注意点**

- ・社協の賛助会員の方が利用できます。
- ・福祉団体の活動や福祉の研修・視察に利用できます。
- ・12名からご利用できます。(最大27名まで)その後、利用の条件等がありますので、お問い合わせ下さい。

**申込み・問い合わせ**

社会福祉法人 太宰府市社会福祉協議会  
太宰府市白川2番10号  
☎ 092-923-3230

**【賛助会員】募集** 特別賛助会員 一口 10,000円から・一般賛助会員 一口 1,000円から

社会福祉法人 太宰府市社会福祉協議会

**賛助会加入のお願い!**

～ご支援いただくこと、それは手軽にできる地域福祉活動への参加のひとつです～

本会が実施する地域福祉活動の各種事業は、賛助会費や寄付金等の皆さまの善意に支えられています。そして、地域住民の皆様がお互いに支え合い、「誰もが住み慣れた地域で安心してその人らしく暮らすことのできる「福祉のまちづくり」をめざしています。

太宰府市社会福祉協議会は次のような事業に取り組んでいます!  
(賛助会費は、主に次の事業に使わせていただいています。)

- 1. 小地域福祉活動の活性化**  
小地域福祉活動を実施するボランティアグループや「まわり会」等による高齢者の見守り活動やサロン活動を支援しています。
- 2. 総合相談事業の充実**  
生活上のいろいろな悩みをひとりでは解決し、安心して相談できるような各種相談事業を実施しています。
- 3. あんぱんシステム「ほのぼのサービス」事業**  
高齢や障がい等により、判断能力が十分でない方々に、施設業務や財産の保全・管理などのサービスを行っています。
- 4. 「福祉バス」の運行事業**  
福祉を目的とした活動や研修、交流活動などを対象に福祉バスを運行しています。
- 5. 広報誌「ふくしのひろば」の発行**  
事業活動の報告やさまざまな情報提供を行っています。年6回発行予定です。
- 6. 「福祉用具」の貸出事業**  
一時的に車いすや介護用ベッドが必要となった場合に無料で貸出しを行っています。

一般賛助会員 年会費 一口 1,000円
特別賛助会員 年会費 一口 10,000円

■ 賛助会員加入手続き ■

- お電話いただければ、自治会等の例会やひまり会、サロン等に職員が加入手続きに伺います。
- 金庫裏側から振込することもできます。
- 本会の窓口において、いつでも加入の受付をしています。

\*会員登録の個人情報は、賛助会の目的以外に利用することはありません。

【申込み・問い合わせ】 社会福祉法人 太宰府市社会福祉協議会  
太宰府市白川2番10号 太宰府市総合福祉センター内  
☎ 092-923-3230 担当: 総務課